

現行	改定	摘 要
<p style="text-align: center;">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p style="text-align: right;">平成 9年 4月 改定 平成18年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定 令和 2年10月 一部改定 令和 3年10月 一部改定</p> <p style="text-align: center;">山梨県県土整備部</p>	<p style="text-align: center;">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p style="text-align: right;">平成 9年 4月 改定 平成18年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定 令和 2年10月 一部改定 令和 3年10月 一部改定 令和 4年10月 一部改定</p> <p style="text-align: center;">山梨県県土整備部</p>	

現行	改定	摘 要
地質・土質調査業務共通仕様書		
目 次		
<p>第1章 総 則…………… 1</p> <p>第101条 適用…………… 1</p> <p>第102条 用語の定義…………… 1</p> <p>第103条 受発注者の責務…………… 3</p> <p>第104条 業務の着手…………… 3</p> <p>第105条 調査地点の確認…………… 3</p> <p>第106条 設計図書の支給及び点検…………… 3</p> <p>第107条 監督員…………… 3</p> <p>第108条 業務主任技術者…………… 4</p> <p>第109条 照査の実施…………… 4</p> <p>第110条 担当技術者…………… 4</p> <p>第111条 提出書類…………… 4</p> <p>第112条 打合せ等…………… 5</p> <p>第113条 業務計画書…………… 5</p> <p>第114条 資料等の貸与及び返却…………… 6</p> <p>第115条 関係官公庁への手続き等…………… 6</p> <p>第116条 地元関係者との交渉等…………… 6</p> <p>第117条 土地への立ち入り等…………… 7</p> <p>第118条 成果物の提出…………… 7</p> <p>第119条 関係法令及び条例の遵守…………… 7</p> <p>第120条 検査…………… 8</p> <p>第121条 修補…………… 8</p> <p>第122条 条件変更等…………… 8</p> <p>第123条 契約変更…………… 8</p> <p>第124条 履行期間の変更…………… 9</p> <p>第125条 一時中止…………… 9</p> <p>第126条 発注者の賠償責任…………… 9</p> <p>第127条 受注者の賠償責任…………… 10</p> <p>第128条 部分使用…………… 10</p> <p>第129条 再委託…………… 10</p> <p>第130条 成果物の使用等…………… 10</p> <p>第131条 守秘義務…………… 10</p> <p>第132条 個人情報の取り扱い…………… 11</p> <p>第133条 安全等の確保…………… 12</p> <p>第134条 臨機の措置…………… 13</p>	<p>第1章 総 則…………… 1</p> <p>第101条 適用…………… 1</p> <p>第102条 用語の定義…………… 1</p> <p>第103条 受発注者の責務…………… 3</p> <p>第104条 業務の着手…………… 3</p> <p>第105条 調査地点の確認…………… 3</p> <p>第106条 設計図書の支給及び点検…………… 3</p> <p>第107条 監督員…………… 3</p> <p>第108条 業務主任技術者…………… 4</p> <p>第109条 照査の実施…………… 4</p> <p>第110条 担当技術者…………… 4</p> <p>第111条 提出書類…………… 4</p> <p>第112条 打合せ等…………… 5</p> <p>第113条 業務計画書…………… 5</p> <p>第114条 資料等の貸与及び返却…………… 6</p> <p>第115条 関係官公庁への手続き等…………… 7</p> <p>第116条 地元関係者との交渉等…………… 7</p> <p>第117条 土地への立ち入り等…………… 7</p> <p>第118条 成果物の提出…………… 7</p> <p>第119条 関係法令及び条例の遵守…………… 8</p> <p>第120条 検査…………… 8</p> <p>第121条 修補…………… 8</p> <p>第122条 条件変更等…………… 8</p> <p>第123条 契約変更…………… 8</p> <p>第124条 履行期間の変更…………… 9</p> <p>第125条 一時中止…………… 9</p> <p>第126条 発注者の賠償責任…………… 10</p> <p>第127条 受注者の賠償責任…………… 10</p> <p>第128条 部分使用…………… 10</p> <p>第129条 再委託…………… 10</p> <p>第130条 成果物の使用等…………… 10</p> <p>第131条 守秘義務…………… 11</p> <p>第132条 個人情報の取り扱い…………… 11</p> <p>第133条 安全等の確保…………… 12</p> <p>第134条 臨機の措置…………… 14</p>	

現行		改定		摘 要
第 135 条	履行報告	第 135 条	履行報告	
第 136 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	第 136 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	
第 137 条	行政情報流出防止対策の強化	第 137 条	行政情報流出防止対策の強化	
第 138 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	第 138 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	
第 139 条	保険加入の義務	第 139 条	保険加入の義務	
第 140 条	新技術の活用について	第 140 条	新技術の活用について	
第 2 章	機械ボーリング	第 2 章	機械ボーリング	
第 201 条	目的	第 201 条	目的	
第 202 条	土質の分類	第 202 条	土質の分類	
第 203 条	調査等	第 203 条	調査等	
第 204 条	成果物	第 204 条	成果物	
第 3 章	サンプリング	第 3 章	サンプリング	
第 301 条	目的	第 301 条	目的	
第 302 条	採取方法	第 302 条	採取方法	
第 303 条	試料の取扱い	第 303 条	試料の取扱い	
第 304 条	成果物	第 304 条	成果物	
第 4 章	サウンディング	第 4 章	サウンディング	
第 1 節	標準貫入試験	第 1 節	標準貫入試験	
第 401 条	目的	第 401 条	目的	
第 402 条	試験等	第 402 条	試験等	
第 403 条	成果物	第 403 条	成果物	
第 2 節	スウェーデン式サウンディング試験	第 2 節	スウェーデン式サウンディング試験	
第 404 条	目的	第 404 条	目的	
第 405 条	試験等	第 405 条	試験等	
第 406 条	成果物	第 406 条	成果物	
第 3 節	機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験	第 3 節	機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験	
第 407 条	目的	第 407 条	目的	
第 408 条	試験等	第 408 条	試験等	
第 409 条	成果物	第 409 条	成果物	
第 4 節	ポータブルコーン貫入試験	第 4 節	ポータブルコーン貫入試験	
第 410 条	目的	第 410 条	目的	
第 411 条	試験等	第 411 条	試験等	
第 412 条	成果物	第 412 条	成果物	
第 5 節	簡易動的コーン貫入試験	第 5 節	簡易動的コーン貫入試験	
第 413 条	目的	第 413 条	目的	
第 414 条	試験等	第 414 条	試験等	

現行	改定	摘 要
第 415 条 成果物…………… 21	第 415 条 成果物…………… 22	
第 5 章 原位置試験…………… 22	第 5 章 原位置試験…………… 23	
第 1 節 孔内載荷試験…………… 22	第 1 節 孔内載荷試験…………… 23	
第 501 条 目的…………… 22	第 501 条 目的…………… 23	
第 502 条 試験等…………… 22	第 502 条 試験等…………… 23	
第 503 条 成果物…………… 22	第 503 条 成果物…………… 23	
第 2 節 地盤の平板載荷試験…………… 22	第 2 節 地盤の平板載荷試験…………… 23	
第 504 条 目的…………… 22	第 504 条 目的…………… 23	
第 505 条 試験等…………… 23	第 505 条 試験等…………… 24	
第 506 条 成果物…………… 23	第 506 条 成果物…………… 24	
第 3 節 現場密度測定（砂置換法）…………… 23	第 3 節 現場密度測定（砂置換法）…………… 24	
第 507 条 目的…………… 23	第 507 条 目的…………… 24	
第 508 条 試験等…………… 23	第 508 条 試験等…………… 24	
第 509 条 成果物…………… 23	第 509 条 成果物…………… 24	
第 4 節 現場密度測定（R I 法）…………… 23	第 4 節 現場密度測定（R I 法）…………… 24	
第 510 条 目的…………… 23	第 510 条 目的…………… 24	
第 511 条 試験等…………… 23	第 511 条 試験等…………… 24	
第 512 条 成果物…………… 23	第 512 条 成果物…………… 24	
第 5 節 現場透水試験…………… 24	第 5 節 現場透水試験…………… 25	
第 513 条 目的…………… 24	第 513 条 目的…………… 25	
第 514 条 試験等…………… 24	第 514 条 試験等…………… 25	
第 515 条 成果物…………… 24	第 515 条 成果物…………… 25	
第 6 節 ルジオン試験…………… 24	第 6 節 ルジオン試験…………… 25	
第 516 条 目的…………… 24	第 516 条 目的…………… 25	
第 517 条 試験等…………… 24	第 517 条 試験等…………… 25	
第 518 条 成果物…………… 24	第 518 条 成果物…………… 25	
第 7 節 速度検層…………… 24	第 7 節 速度検層…………… 25	
第 519 条 目的…………… 24	第 519 条 目的…………… 25	
第 520 条 試験等…………… 25	第 520 条 試験等…………… 26	
第 521 条 成果物…………… 25	第 521 条 成果物…………… 26	
第 8 節 電気検層…………… 25	第 8 節 電気検層…………… 26	
第 522 条 目的…………… 25	第 522 条 目的…………… 26	
第 523 条 試験等…………… 25	第 523 条 試験等…………… 26	
第 524 条 成果物…………… 25	第 524 条 成果物…………… 26	
第 6 章 解析等調査業務…………… 26	第 6 章 解析等調査業務…………… 27	
第 601 条 目的…………… 26	第 601 条 目的…………… 27	
第 602 条 業務内容…………… 26	第 602 条 業務内容…………… 27	

現行	改定	摘 要
第 603 条 成果物…………… 26	第 603 条 成果物…………… 27	
第 7 章 軟弱地盤技術解析…………… 27	第 7 章 軟弱地盤技術解析…………… 28	
第 701 条 目的…………… 27	第 701 条 目的…………… 28	
第 702 条 業務内容…………… 27	第 702 条 業務内容…………… 28	
第 703 条 成果物…………… 28	第 703 条 成果物…………… 29	
第 8 章 物理探査…………… 29	第 8 章 物理探査…………… 30	
第 1 節 弾性波探査…………… 29	第 1 節 弾性波探査…………… 30	
第 801 条 目的…………… 29	第 801 条 目的…………… 30	
第 802 条 業務内容…………… 29	第 802 条 業務内容…………… 30	
第 2 節 電気探査（比抵抗二次元探査）…………… 29	第 2 節 電気探査（比抵抗二次元探査）…………… 30	
第 803 条 目的…………… 29	第 803 条 目的…………… 30	
第 804 条 業務内容…………… 29	第 804 条 業務内容…………… 30	
第 9 章 地すべり調査…………… 31	第 9 章 地すべり調査…………… 32	
第 901 条 目的…………… 31	第 901 条 目的…………… 32	
第 902 条 計画準備…………… 31	第 902 条 計画準備…………… 32	
第 903 条 地下水調査…………… 31	第 903 条 地下水調査…………… 32	
第 904 条 移動変形調査…………… 32	第 904 条 移動変形調査…………… 33	
第 905 条 雨量観測…………… 32	第 905 条 雨量観測…………… 33	
第 906 条 解析…………… 32	第 906 条 解析…………… 33	
第 907 条 対策工法選定…………… 33	第 907 条 対策工法選定…………… 34	
第 908 条 報告書作成…………… 33	第 908 条 報告書作成…………… 34	
第 10 章 地形・地表地質調査…………… 34	第 10 章 地形・地表地質調査…………… 35	
第 1001 条 目的…………… 34	第 1001 条 目的…………… 35	
第 1002 条 業務内容…………… 34	第 1002 条 業務内容…………… 35	
第 1003 条 成果物…………… 34	第 1003 条 成果物…………… 35	

現行	改定	摘 要
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第102条 用語の定義</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p>28. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>29. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。</p> <p>30. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。</p> <p>31. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために業務主任技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>32. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>33. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>34. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>35. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。</p> <p>36. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>37. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p style="text-align: center;">第2章 機械ボーリング</p> <p>第204条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む)</p> <p>(2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、柱状図に整理する。</p> <p>(3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の資料は、1m毎または各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。</p> <p>(4) コア写真は、調査件名・孔番号・深度等を明示して撮影(カラー)し、整理するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第102条 用語の定義</p> <p>28. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p>29. 「書面」とは、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>30. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。</p> <p>31. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。</p> <p>32. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために業務主任技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>33. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>34. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>35. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>36. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。</p> <p>37. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>38. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p style="text-align: center;">第2章 機械ボーリング</p> <p>第204条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む)</p> <p>(2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、柱状図に整理する。</p> <p>(3) 採取したコア提出の要否は監督職員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の資料は、1m毎または各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。</p> <p>(4) コア写真は、調査件名・孔番号・深度等を明示して撮影(カラー)し、整理するものとする。</p>	